

会社の所在地、会社名、代表者役職名、代表者名、
郵便番号及び電話番号
※押印を省略する場合は、身分証等で本人確認を実施します。

八王子市長 殿

報告者 住所 東京都八王子市元本郷町3-24-1
氏名 株式会社 八王子
代表取締役 八王子 太郎
郵便番号 (192-8501) 電話番号 (042-620-0000)
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出

必ず記入してください。
(= {時間乾き排出ガス量(m³/h)} × {稼働時間(h/日)} で計算できます。)

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	ガス量 (m ³ /日)	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	試料採取者	分析者	備考
〇〇/△/× (□:00~☆:00)	9000	12.5 測定孔 No.1焼却炉 木くず等(400kg/h) ◇時間	△△/×/□	0.57	(株)八王子	(株)環境	試料1 簡易測定

表2 排水

施設名、原料(使用量)、使用時間を記入します。
※焼却炉の場合は原料(使用量)ではなく焼却物(焼却量)とします。

採取年月日及び時刻	測定 名称	(m ³ /日)	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
〇〇/△/× (□:00~☆:00)	No.1焼却炉 排水	100	No.1焼却炉 廃ガス洗浄施設	△△/×/□	0.015	(株)環境	(株)環境	試料2

排出ガス又はばいじん等で簡易測定法を採用した場合は、備考欄に明記してください。

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
〇〇/△/× (▽:00)	焼却灰	焼却炉灰出口	No.1焼却炉 木くず等(400kg/h) ◇時間	△△/×/□	0.01	(株)八王子	(株)環境	試料3 簡易測定
同上	ばいじん	集じん機灰出口	同上	同上	0.1	同上	同上	同上

備考 1 報告書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1項に基づき換算した測定結果について
ものとする。
関係がわかるように備考欄に記載する
也の燃え殻(以下「ばいじん等」とい
及び水質基準対象施設をともに設置し
準状態」という。)における量に、測定
ぞれ換算したものとする。
事業場にあつては、それぞれの排水系
(処理方法)の別を記載すること。

試料の種類を下記の4つから選択し名称を記入してください。

(これらに該当しない物は記載不要です。)

1. 焼却灰 (炉底の残渣物)
2. ばいじん (集じん機で捕集される飛灰)
3. 混合灰 (焼却灰とばいじんの混合物)
※構造上、焼却灰とばいじんを分離できない施設に限ります。
4. 処理物 (1~3をセメント固化等の方法により処理した物)
※処理方法も括弧書きで記載してください。

参考

工場又は事業場の名称	株式会社 八王子 元本郷工場
工場又は事業場の所在地	八王子市元本郷町3-24-1

事業場の名称と所在地を必ず記入してください。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	試料1	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量	
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8 - TeCDF				0.1		
	1, 2, 3, 7, 8 - PeCDF				0.03		
	2, 3, 4, 7, 8 - PeCDF				0.3		
	1, 2, 3, 4, 7, 8 - HxCDF				0.1		
	1, 2,	検査機関の測定報告書より転記してください（この部分のコピーを添付でも可）。 ※測定した試料ごとに必要となります。					
	1, 2,						
	2, 3,						
	1, 2,						
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 - HpCDF					0.01	
	OCDF					0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾゾパラジオ	2, 3, 7, 8 - TeCDD				1		
	1, 2, 3, 7, 8 - PeCDD				1		
	1, 2, 3, 4, 7, 8 - HxCDD				0.1		
	1, 2, 3, 6, 7, 8 - HxCDD				0.1		
	1, 2, 3, 7, 8, 9 - HxCDD				0.1		
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 - HpCDD				0.01		
	OCDD				0.0003		
	Total PCDDs	—	—	—	—		
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—		
コプラナーポリ塩化	3, 4, 4', 5 - TeCB (#81)				0.0003		
	3, 3', 4, 4' - TeCB (#77)				0.0001		
	3, 3', 4, 4', 5 - PeCB (#126)				0.1		
	3, 3', 4, 4', 5, 5' - HxCB (#169)				0.03		
	2', 3, 4, 4', 5 - PeCB (#123)				0.00003		
	2, 3', 4, 4', 5 - PeCB (#118)				0.00003		
	2, 3, 3', 4, 4' - PeCB (#105)				0.00003		
	2, 3, 4, 4', 5 - PeCB (#114)				0.00003		
	2, 3', 4, 4', 5, 5' - HxCB (#167)				0.00003		
	2, 3, 3', 4, 4', 5 - HxCB (#156)				0.00003		
	2, 3, 3', 4, 4', 5' - HxCB (#157)				0.00003		
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' - HpCB (#189)				0.00003			
Total コプラナーPCB	—	—	—	—			
Total ダイオキシン類		—	—	—	—		
備考		簡易測定法（第3の1）					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m³（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³N）、排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L（毒性等量にあっては、pg-TEQ/L）とする。また、測定結果を記入する場合には、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g）とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は、実測濃度を記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法に記載する方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

簡易測定法の場合は告示に基づく番号
 （第3の1～3）を記載してください。
 ※次ページ参照

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考
試料 3	第 1 の 2					

実測濃度とします。単位は以下のとおりです。

- 排ガス：ng/m³N
- ばいじん：ng/g

備考 1 排出ガス... する場合にあつては、単位を ng/m³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³N) とし、ばいじん... とする。

簡易測定法による測定の場合

規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 17 年環境省告示第 92 号）が平成 22 年 3 月 31 日に改正され、現在 13 種類の測定方法（生物検定法 10 種類及び機器分析法 3 種類）が指定されています。

機器分析については別紙 1 を、生物検定法については別紙 2 を添付してください。別紙 1 については備考欄に、別紙 2 については測定方法の欄に、それぞれ告示に基づく測定方法の番号を記載してください。

※番号は次ページ参照

排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法
(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法)
平成17年環境省告示92号 (平成22年3月改正)

◆生物検定法

対象媒体ごとに試料を採取し、ダイオキシン類を抽出後、クリーンアップを行い、10種類の生物検定法のいずれかにより定量する。

第1：ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法

告示番号	測定方法
第1の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞H1L6.1c2を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の2	前処理に、硫酸シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞101Lを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の3	前処理に、多層カラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞HeB5を用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の4	前処理に、硫酸シリカゲル加熱還流法を利用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞H4 II E-lucを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の5	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類応答性組換え細胞DR-EcoScreenを用いたレポータージーンアッセイを利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第1の6	前処理に、硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、測定に、ダイオキシン類、アリール炭化水素受容体及びアリール炭化水素受容体核運搬タンパク質の複合体形成反応を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

第2：ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法

告示番号	測定方法
第2の1	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の2	前処理に、多層シリカゲルカラム及び活性炭カラムを使用し、測定に、磁性ビーズ固定化抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び酵素標識抗原を用いた直接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の3	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及びプレート固相抗原を用いた間接競合酵素免疫測定法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法
第2の4	前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、測定に、抗ダイオキシン類モノクローナル抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してダイオキシン類の毒性等量を測定する方法

◆機器分析法

対象媒体ごとに試料を採取し、ダイオキシン類を抽出後、クリーンアップし、定量分析する。

第3：ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

告示番号	測定方法
第3の1	前処理に、硫酸シリカゲルカラム、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを同時に測定する方法)
第3の2	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法
第3の3	前処理に、多層シリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラム及び活性炭シリカゲルカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計によりダイオキシン類を測定する方法